



信達の歴史シリーズ

山と川的生活史

第6回 吾妻の山々と県境・市境

阿部 俊夫 (あべ としお)

福島県史学会
役員



家形山は福島・山形両県にまたがる吾妻連峰の一峰である。その名称は家の形に類似した山容に由来する（『信達二郡村誌』）。その山頂で、福島県福島市・猪苗代町と山形県米沢市の市境・町境が交わり、北方に延びる尾根筋（分水嶺）には高倉山が位置している。北東麓の谷筋からは松川の源流となる「おほか沢」（産ヶ沢）が流れている。現在の県境、市境はこの沢筋となっている。これは元禄11年（1698）江戸幕府が家形山と高倉山を結ぶ尾根筋ではなく、沢筋を国郡境と裁定したからである。沢筋の東側が陸奥国信夫郡（福島市）、西側が出羽国置賜郡（米沢市）となったのである。

今回は絵図3点、図1～4からその経緯を述べてみる。

貞享2年山境絵図を読む

板谷村は尾根筋、板谷峠越しに立地し、伝馬・荷送りのために山中に開かれた宿駅である。米沢藩30万石（信夫・伊達・置賜3郡）時代、板谷御殿（本陣番所）が設けられ、本城米沢城と支城福島城を結ぶ板谷街道（米沢街道）の要害となっていた。寛文4年（1664）米沢藩は15万石に削封され、藩領域は置賜郡のみとなった。これにより、不明瞭であった国郡境・藩境の確定が必要となっ

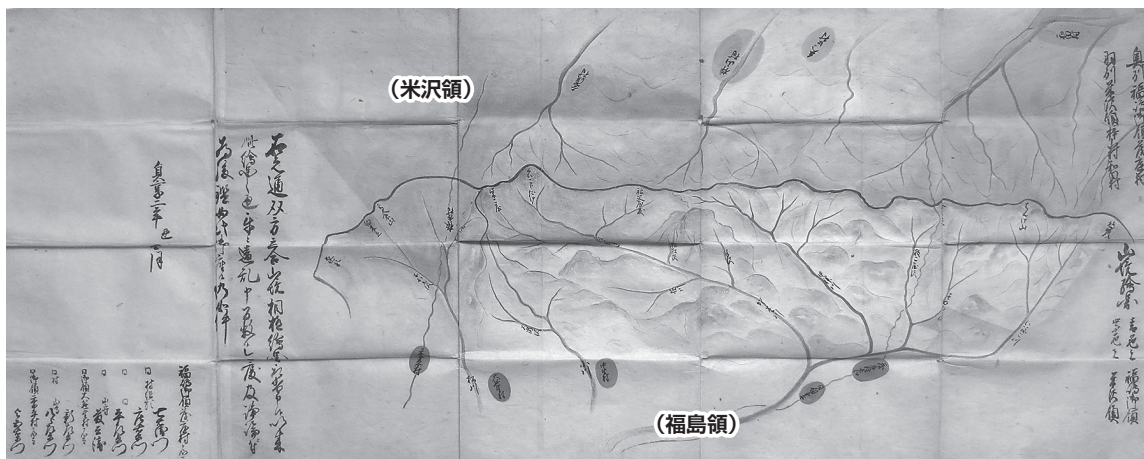


図1 双方合意の山境

た。米沢藩は尾根筋ではなく、沢筋の「おほか沢」を国郡境・藩境とし、板谷村と李平村はこれに合意する旨の証文を交換している（米沢藩『削封日記』）。要害の板谷村は「米沢領」に取り込まれることになった。

それから20年後、貞享年元年（1684）「おほか沢」を挟んで対峙する村々の間で山論（山野利用を巡る争い）が起こった。図1はその翌年の絵図である。図名に「山境絵図」とあるように、吾妻連峰の尾根筋＝山境を描く。山境を標示する墨筋は南端の家形山・細木立・高倉山に始まり、絵図中央を直線的に横断して北端の鳩峯に至る。凡例「青色は福島領」「紫色は米沢領」により、山境の東側は青色（陸奥国信夫・伊達郡）、西側は紫色（出羽国置賜郡）に彩色されている。小判形の村形は「福島領」が朱色、「米沢領」が黄色で、枠内に村名を記載する。奥書には、

右之通双方立合山境相極絵図取替申候、以来此絵図之通互ニ違乱申間敷候、今度及諍論ニ付為後鑑如此御座候、仍如件、

双方が合意したので山境を定めた絵図を交換する。今後は絵図の通りに山境を順守して争わない、とある。最後に、「福島領」惣代村の3カ村（庭坂・

大笹生・李平）の村役人7人が連署している。受取先は「米沢領」惣代村、黄色の村形の和田・矢口・梓山・板谷4村である。

山境は山野利用の縄張りであり、「福島領」「米沢領」双方の村々は古くからの慣習として、山境の内外を互いの縄張りとして棲み分けていた。では、どこが山論の対象となったのであろうか。それは山境の東側が2色に彩色されている図2によって判明する。家形山～細木立は青色、高倉山～柴木小屋は紫色、柴木小屋以北は青色である。紫色は山境、板谷峠を越えて東側に侵入し、「おほか沢」「そてか沢」を限りとする。「おほか沢」は「そてか沢」と合流し、松川の源流となっている。朱筋の板谷街道に並ぶ村形は「おほか沢」を挟んで朱色・黄色に色分けされ、枠内には李平村・板谷村と記載されている。山境越えの区域が米沢藩領・置賜郡となっているのである。「おほか沢」は米沢藩が山境を無視し、政治的に確定した国郡境、藩境であり、寛文4年（1664）の証文交換以降も山論は散発していたのであろう。それ故に、貞享2年（1685）「双方」の惣代村は「絵図之通互ニ違乱申間敷候」と誓約しなければならなかったのである。ただし、山論はその後も繰り返され、最終的

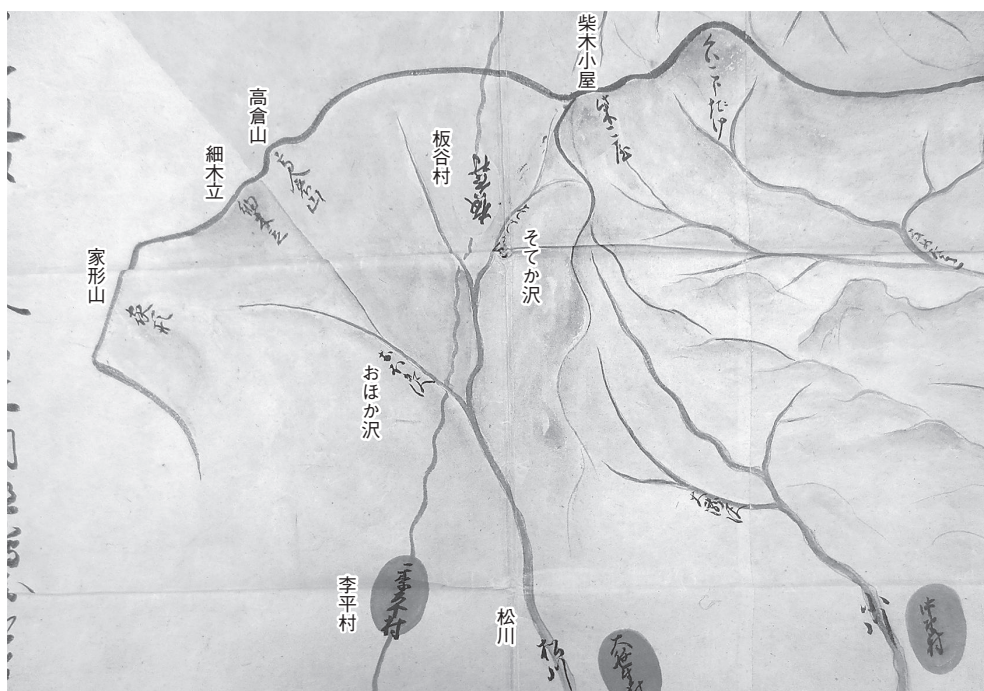


図2 越境する「米沢領」

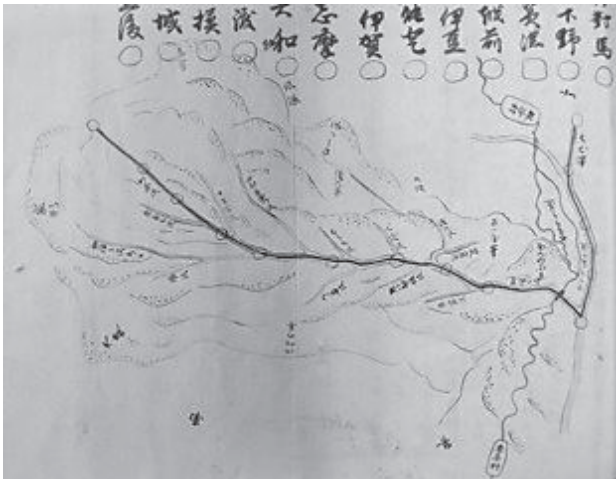


図3 幕府裁定の国郡境

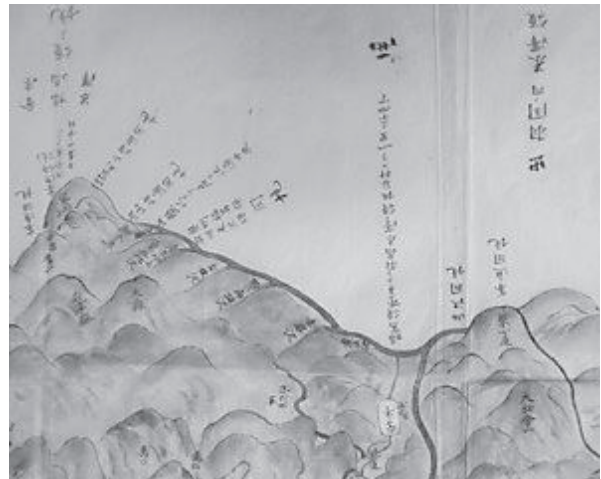


図4 国郡境となった沢筋

に決着したのは13年後の元禄11年（1698）であった。

元禄11年裁許絵図を読む

元禄9年（1696）2月板谷村の材木伐採を発端に、10年9月「福島領」惣代村、李平・庭坂・仁井田3ヵ村は板谷村の非法を幕府評定所に出訴した。2年後、評定所は3ヵ村敗訴とする裁定を下した。その理由は①寛文4年板谷村と李平村は「おほか沢」を国郡境・藩境とする証文を交換している。②貞享2年に交換した図1「山境絵図」には、山境越えの区域は紫色に彩色されている、であった。図3は裁定内容を示した裁許絵図（写、明治33年『農業地取調書 福島県』収録、県庁文書）である。「おほか沢」は絵図中央を横断して、「そで沢」と合流している。「おほか沢」を挟んで、東西に吾妻の山々が描かれている。係争地となったのは高倉山周辺の山々である。板谷街道は李平村から板谷村を経由して、板谷峠に向かって延びている。「おほか沢」と「そで沢」の沢筋には墨筋が引かれ、家形山と高倉山を結ぶ山境は墨筋により分断されている。墨筋上に並ぶ小丸は裁定を下した評定所一座奉行の押印を示す。墨筋は裁定で確定した境界線である。墨筋上の押印は境界線の効力を保証している。墨筋が標示する境界線は幕府公認の国郡境（陸奥国信夫郡・出羽国置賜郡）、藩境となった。これにより、「おほか沢」以西の高倉山に連なる吾妻の山々は「米沢領」に帰

属することが確定し、「福島領」村々は山野利用から排除されることになった。

消された山境

信夫郡の絵図には、評定所裁定の墨筋は図4のように描かれている。南から順に家形山、細木立、「おほか沢」（産生沢）、「そで沢」、柴小屋である。山境と二つの沢筋を結ぶ境界線が墨筋に対応する。「おほか沢」以东には吾妻の山々が広がる。以西の山々、図2の家形山・細木立と高倉山を結ぶ山境は描かれていない。それにかわって余白には次のように注記されている。山境には「此家形山境通国境」「此山峰通国境」「峯通国境」、沢筋には「此蟹沢ヨリ産ケ沢通国境」「奥州福島領羽州米沢領国境」「此沢国境」とある。板谷街道は李平村を経由して「おほか沢」に至る。「福島領李平ヨリ羽州米沢領板谷村マテー里三十四丁」、「福島領」李平村から出羽国「米沢領」板谷村までは1里34丁とある。注記は山境と沢筋が国郡境、藩境であることを補足している。

以上のように、図1～4で述べた経緯、およびその結果は福島・山形両県の県境、福島・米沢両市の市境として、評定所裁定から約320年後の現在に引き継がれているのである。

（図1～4：福島県歴史資料館収蔵 図4は年不詳「伊達郡・信夫郡両郡絵図」の部分図）